

個人・世帯が対象

企業・事業者が対象

給付・支給（もらえる）

特別定額給付金

1人あたり
10万円

基準日（2020年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている人



子育て世帯への臨時特別給付金

子ども1人
1万円

2020年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

お問い合わせは、居住市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

住居確保給付金

家賃相当額

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給



高等教育の修学支援新制度

授業料等減免
+ 給付型奨学金

学費等支援が必要になった住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生



持続化給付金

中小企業などに
最大200万円
個人事業主に
最大100万円

ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者



小学校休業等対応支援金 （労働者を雇用する事業主の方向け）

賃金相当額
上限は1日8,330円

小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主



小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事をする方向け）

1日あたり
4,100円

小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者



雇用調整助成金 （特別措置）

休業手当の最大全額
上限は1日あたり8,330円

新型コロナウイルスの影響により業績が悪化したなどの理由によって、休業手当を支給して従業員を休ませた事業主

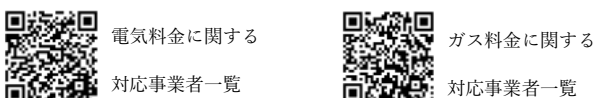


猶予（待ってもらう）

電気・ガス料金の支払猶予等

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、御契約されている電気・ガス事業者にご相談を

新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予についての柔軟な対応



総合支援資金

2人以上の世帯で
月最大20万円
単身世帯で
月最大10万円

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

一般的なお問い合わせは、相談コールセンター 0120-46-1999
お申込みは、お住まいの市区町村社会福祉協議会又は労働金庫へ

緊急小口資金

最大20万円

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付・融資（借りる）

セーフティネット保証

別枠（最大2.8億円）
借入債務を保証

【4号】
売上高が前年同月比▲20%以上減少の場合など、47都道府県を対象に借入債務の100%を保証
【5号】
売上高が前年同月比▲5%以上減少の場合など、特に重大な影響が生じている業種について、借入債務の80%を保証

実質無利子・無担保融資

元本返済の据え置き
最長5年

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関で売り上げが前年同月比で15%以上減少の中小企業、5%以上減少の個人事業主に最大3,000万円まで貸付

【問合せ先】経済産業省
中小企業金融相談窓口 0570-783183

助成率（中小企業の場合）

- ① 新型コロナウイルスの影響を受ける 4/5
- ② ①かつ、解雇をしていないなどの要件を満たす 9/10

さらに拡充!!

- ②かつ、賃金の60%を超えて休業手当を支給する

賃金の60%まで 9/10

賃金の60%を超える分 10/10

- ②かつ、休業要請などを受け入れ賃金の100%もしくは上限額（1人1日8,330円）以上の休業手当を支給する 10/10

※上記以外にも様々な支援策があります。また、制度内容に変更される場合があります。ご活用いただく際は、各省庁や県・自治体のホームページでご確認ください。



労働に関するご相談は「連合富山なんでも労働相談ダイヤル」へ

0120-154-052 (相談無料、秘密厳守)